

## 七代目市川團十郎と天保の改革

江戸時代の天保年間（1830年・1843年）に行われた、幕政や諸藩の改革の総称である。

特に歌舞伎に対し、市川團十郎の江戸追放、役者の生活の統制（平人との交際の禁止、居住地の限定、湯治・参詣などの名目での旅行の禁止、外出時の網笠着用の強制）、興行地の限定（江戸・大坂・京都のみ）といった苛烈な弾圧が加えられた。それまで江戸の繁華街にあった江戸三座（中村座・市村座・守田座）を、1841年（天保12年）の中村座の焼失を機に建替えを禁止し、郊外であった浅草の一角の猿若町に移転が実施された。歌舞伎の廃絶まで考慮されたが、そこまでに至らなかったのは、北町奉行・遠山景元の進言によるものと言われている。歌舞伎劇場が市内に戻ってくるのは、1872年（明治5年）まで待たねばならなかった。

### 奢侈禁止令（しゃしきんしれい）または奢侈禁止法

1838年（天保9年） 江戸市中に奢侈禁止令が出された。

贅沢（奢侈）を禁止して儉約を推奨・強制するための法令及び命令

### 享保の改革（きょうほのかいかく）

江戸幕府の八代将軍、徳川吉宗の在任期間中の1716年から1745年に行われた幕政の改革

### 寛政の改革（かんせいのかいかく）

江戸時代に松平定信が老中任期间中の1787年から1793年に主導して行われた幕政改革の事である。

### 天保の改革 1830年・1843年

12代将軍徳川家慶の信任を受け、老中に就任した水野忠邦が中心となり、質素儉約の重農主義を基本とした、享保・寛政時代への復古を目指した

天保十二年（1841）五月 水野忠邦は十二代将軍徳川家慶の上意（命令）として高らかに改革を宣言した。

そうとはいっても、改革は家慶（いえよし）の意思ではなく、忠邦自身の意思であった。

家慶は性格いたって温厚、父・家斎（いえなり）ほど遊び人ではなく、権勢欲も決断力もなく、政治は老中以下に丸投げ「そうせい」が、口ぐせだったため「そうせい様」と呼ばれていた。つまり、思うが儘に執政したい忠邦にとってはうってつけの主君だったのである。

### 五代目市川海老蔵 七代目 市川團十郎（1781～1859）

天保13年（1842）、天保の改革の旋風が吹き荒れるなかで、海老蔵は突如江戸南町奉行所から手鎖・家主預りの処分を受け、さらに江戸十里四方処払いとなる。

追放刑は基本的に無期であるが、嘉永2年（1849）七年後に赦免しゃめん

江戸幕府の法令では罪の輕重によって、三十日、五十日、百日手錠の3種類があった（過怠手鎖）。三十日、五十日手錠は五日目ごと、百日手錠は隔日で同心が来て錠改めを行って予め手鎖の中央の括れ部分に付けていた封印を確認し、もし無断で錠をはずしていた事が発覚した場合、現在の罪より一段階重い罪が科せられた。

奢侈禁止令に触れる派手な私生活と実物の甲冑（かつちゆう）を舞台で使用したというものだったが、要するに罪状は何でも良く、その目的は江戸歌舞伎の宗家として江戸っ子の誰もが認める「あの團十郎」を手厳しく処罰することにより、改革への腰の入れようを江戸の隅々にまで知らしめることにあった。

## 七代目市川團十郎 (五代目の孫にあたる)

波瀾に富んだ生涯 (1791~1859) 寛政 6 年(1794)8 月、新之助と名のって初舞台。

寛政 8 年(1796)11 月河原崎座の顔見世に、わずか 6 歳で初めての『暫』を演じる。

寛政 11 年(1799)5 月に、六代目が急逝したため、翌 12 年(1800)11 月、市村座の顔見世でにわかに七代目團十郎を襲名することになった(10 歳)。文化 3 年(1806)、祖父の五代目が没し、青年團十郎は激しい劇界の荒波に投げ出されることとなる(16 歳)。

文化・文政期には、並み居る名優に囲まれて、七代目も芸を磨き芸域を広げていった。

四代目鶴屋南北<つるやなんぽく>の狂言の中で、強烈な個性を發揮。『東海道四谷怪談』の民谷伊右衛門<たみやいえもん>に代表される、「色悪<いろあく>」という役どころを確立。

天保 3 年(1832)3 月、市村座で息子の海老蔵に八代目團十郎を襲名させ、自分は五代目海老蔵になる(42 歳)。

同時に歌舞伎十八番を制定。(『歌舞妓狂言組十八番』という摺物を出版した)。

天保 11 年(1840)3 月初代團十郎の百九十年記念興行として『勧進帳』を初演。(松羽目物の始まり)

天保 13 年(1842)4 月 6 日、奢侈を禁じる天保の改革により、七代目は南町奉行所に召喚され、手鎖のうえ家主の預かりになる。さらに 6 月 22 日には江戸十里四方追放の刑に処せられる。

鳥居甲斐守忠燐 南町 天保 12 年~弘化元年 (1841 年 1844 年) マムシの耀藏 (ようぞう)

### 五代目市川海老蔵 (七代目市川團十郎 52 歳)

江戸を追放された七代目は、成田屋七左衛門と改名し、6 月 25 日江戸を発ち成田山新勝寺延命院に寓居する。翌年 2 月には富士根方(静岡県)の眼医伊達本益<ほんえき>を頼り、1、2 ヶ月滞在。その後大坂へ上る。以後は大坂に住み、京、大津、桑名などの芝居にも出る。その際の名は、市川海老蔵のほか、市川白猿、幡谷重蔵、成田屋七左衛門などを使った。

嘉永 2 年(1849)12 月 26 日の特赦により、ようやく追放赦免の沙汰が出た。翌 3 年正月 16 日に江戸にすぐ帰るようにという書状が届き、慌ただしく出発。2 月 29 日江戸に着く。しかし、気ままな暮らしが気に入っていたのか、その後も何度も旅興行に出る。

三人の妻と三人の妾を持ち、七男五女の子福者だったが、複雑な状態であったため家庭内の揉め事も多かったようだ。

嘉永 7 年(1854)8 月、大坂・京都を中心とした旅興行の途中、江戸から呼び寄せた八代目の自殺という不幸に見舞われる。

安政 5 年(1858)5 月、6 年ぶりに江戸へ戻り、市村座に出演。

安政 6 年(1859)中村座で『根元草摺引』の曾我五郎を演じたのを最後に、3 月 23 日没(69 歳)。

成田山延命院に寓居 (ぐうきょ) 一時的に身を寄せること

天保 13 年(1842) 6 月 25 日江戸を発ち成田山新勝寺延命院に寓居する。(七カ月余滞在)

翌年 2 月には富士根方(静岡県)の眼医伊達本益<だてほんえき>を頼り、(1、2 ヶ月滞在。)

一時成田山新勝寺に蟄居 (ちつきょ) したのち、駿府 (すんぷ) 駿河国府中へ移る (静岡市)。伊達家に二カ月ほど居候した。その後

さらに幡谷重蔵と改名して大坂へ昇り、京・大津・桑名などで旅回り芝居の舞台に立った。

伊達家の当時の当主・伊達本益は眼科の名医であり、七代目が目の治療で滞在したことから交流が始まり、経済的にもさまざまな形で市川家を支援していました。

遠山 景元 (とおやま かげもと) は、江戸時代の旗本で、天保年間に江戸北町奉行、後に南町奉行を務めた人物である。テレビドラマ(時代劇)『遠山の金さん』のモデルとして知られる。

八代目團十郎は親孝行であったので、北町奉行所から表彰されている。

## 遠山景元（金四郎）

この時期に北町奉行だった遠山景元（金四郎）が改革に批判的な態度をとって規制の緩和を図ると、耀蔵は水野と協力し、遠山を北町奉行から地位は高いが閑職の大目付に転任させた（遠山は鳥居失脚後に南町奉行として復帰した）。天保 14 年（1843 年）に勘定奉行も兼任、印旛沼開拓に取り組んだ。

## 鳥居 耀蔵（とりい ようぞう）江戸時代の幕臣、旗本耀蔵は通称、諱は忠耀（ただてる）

改革末期に水野が上知令の発布を計画し、これが諸大名・旗本の猛反発を買った際に耀蔵は反対派に寝返り、老中土井利位に機密資料を残らず横流した。やがて改革は頓挫し、**水野は老中辞任に追い込まれてしまう**が、耀蔵は従来の地位を保った。

ところが半年後の弘化元年（1844 年）、外交問題の紛糾から水野が再び老中として將軍家慶から幕政を委ねられると状況は一変する。水野は自分を裏切り、改革を挫折させた耀蔵を許さず、仲間の渋川、後藤の裏切りもあって、同年 9 月に耀蔵は職務怠慢、不正を理由に解任され、翌弘化 2 年（1845 年）2 月 22 日に有罪とされ、10 月 3 日には全財産没収の上で讚岐丸亀藩主京極高朗に預けられる。同日、渋川も豊後臼杵藩主稻葉觀通に預けられ、後藤は斬首された。伊沢も長崎奉行を罷免され、西丸留守居に左遷された（水野自身も再び老中を罷免され、家督を実子の忠精に相続させた後に蟄居隠居。その後水野家は出羽国山形藩に転封されている）。これ以降、耀蔵は明治維新の際に恩赦を受けるまでの間、20 年以上お預けの身として軟禁状態に置かれた。

## 鳥居 耀蔵（とりい ようぞう）

天保の改革における耀蔵の市中取締りは非常に厳しく、おとり捜査を常套手段とするなど権謀術数に長けていたため、当時の人々からは“**蝮（マムシ）の耀蔵**”、あるいはその名をもじって“妖怪”（官位と通称の甲斐守耀蔵を「耀蔵・甲斐守」と反転させた上省略した）とあだ名され、忌み嫌われた。また、この時期に北町奉行だった遠山景元（金四郎）が改革に批判的な態度をとって規制の緩和を図ると、耀蔵は水野と協力し、遠山を北町奉行から地位は高いが閑職の大目付に転任させた（遠山は鳥居失脚後に南町奉行として復帰した）。天保 14 年（1843 年）に勘定奉行も兼任、印旛沼開拓に取り組んだ。

鳥居甲斐守忠耀 1841 年 1 月 28 日 1844 年 9 月 6 日 南 目付 辞職

## 上知令（じょうちれい）

江戸・大坂十里四方を幕府が一元的に管理する方針を固め 1843 年（天保 14 年）6 月 1 日、上知令が発布された

遠山左衛門尉景元	1840 年 3 月 11 日	1843 年 2 月 24 日	北 勘定奉行	大目付
遠山左衛門尉景元	1845 年 3 月 15 日	1852 年 3 月 21 日	南 大目付	辞職
阿部遠江守正蔵	1843 年 2 月 24 日	1843 年 10 月 1 日	北 大坂町奉行	小姓組番頭
鍋島内匠頭直孝	1843 年 10 月 10 日	1848 年 11 月 8 日	北 小普請組支配	大番頭